

巨大所有の形成とその山林経営の展開〔Ⅲ〕

— 北炭山林の事例 —

有 永 明 人
(山形大学農学部林政学研究室)
(昭和61年9月1日受理)

Historical Formation of the Largest Landowners and the
Development of Their Management in Japan〔Ⅲ〕
—Case Study of HOKUTAN Co.—

Akito ARINAGA
Laboratory of Forest Policy, Faculty of Agriculture,
Yamagata University, Tsuruoka 997, Japan
(Received September 1, 1986)

目 次

は し が き

1. 林野所有の形成過程

- 1) 林野制度の確立と林野所有の形成
- 2) 北海道における土地制度の展開と林野所有の形成
- 3) 私的林野所有の形成と巨大所有の成立

2. 「北炭」の成立と展開

- 1) 「北炭」の創立
- 2) 鉄道国有化と日本製鋼所の設立
- 3) 北炭コンツェルンの形成と展開

3. 巨大所有の形成

- 1) 巨大所有の形成過程
- 2) 炭鉱経営と巨大所有 (以上〔Ⅰ〕稿)

4. 山林経営展開の基底

- 1) 「植樹地処分」と「起業条件」
- 2) 林内殖民制度と小作規程
- 3) 小括
- 4) 資料 (以上〔Ⅱ〕稿)

5. 山林経営の展開とその諸事業

- 1) 施業案の編成と施業方針～経営展開の時期区分
- 2) 山林経営の展開とその諸事業——第1期・創設期 (1898～1917)
- 3) 第2期・山林経営の確立～展開期 (1918～1934)
(以上本稿)
- 4) 第3期・戦時解体期 (1935～1950) (以下次稿)
- 5) 小括

6. 総 括

7. 資 料

本稿は、「第9巻第4号」(1985年)の〔Ⅰ〕稿および「第10巻第1号」(1986年)の〔Ⅱ〕稿につづく〔Ⅲ〕稿である。本号は「5. 山林経営の展開とその諸事業」について上梓するものであるが、〔Ⅱ〕の「はしがき」にもべた事情もあり、その分析は、昭和前期までの第2期にとどめざるをえなかった。なお、文中に資料として掲上・利用した「北炭社有林史(上・下)・草稿」は、〔Ⅰ〕稿執筆後の1985年の調査の際に発掘したものである¹⁾。この調査については、元・北炭造林課長であった右近啓吾氏(現・栄林会常務理事)の御尽力をいただいた。記して深謝したい。

5. 山林経営の展開とその諸事業

すでに〔Ⅰ〕-3でみたように、北炭における土地所有の形成は、「……、以て事業用材の供給を潤沢ならしめむと共に価格の牽制する処にあり」として、直接的にはその砒山経営にともなう「付帯事業」の一環として開始されたものであった。しかし、これら「付帯事業」は、明治29年(1896)に専務に就任した井上角五郎のもとで、明治30年代になると、「……、年々ノ配当率ヲ減少サセナイ限リ何デモ彼デモスベテ着手シテ事業ノ拡張ヲ期スル」(明治39年12月株主総会演説)(傍点有永・「北炭山林史」p.22)という方針のもとに、新たに「副業」として位置付けられることとなった。この井上の事業拡張方針は、すでにのべたように明治40年(1907)日露戦

争後の鉄道国有化による巨額の国家資金(総買収費3,100万円, 純収益1,070万円余)の獲得による資金的基礎に裏付けられたものであった。

このような背景のもとに, 明治40年代以後その土地経営が本格的に開始されるのであるが, その基本方針は, 以下のようなものであった。

「山林ヲ所有シテ伐木シタ跡ヲ其儘ニ放棄シテ置クノハ, 如何ニモ惜シク思ハレタカラ植樹ニ着手シタ。ソノ結果ハナカナカ良好デ, 腕大ノ立木ガ沢山ニ生ヒ茂ッテキル。ソレカラ林間ノ土地デ農耕ニ適スル処ハ次第ニ開墾シテ, ソノ反別モ相当ニ広イ。山林ノ副産ハ抜ケ目ナク収穫スルコトトシ, 会社デ使用スル木材ハ自己デ製造スルノデ余リ外カラ買ヒ入レナイ。」(同上 p.23)

このような方針のもとに, この期までに獲得した約2万町歩の巨大所有を基礎とした土地経営が開始された。したがって, その諸事業は, 伐採, 育林(人工造林・天然更新), 育苗を中心とする森林経営にとどまらず, 製材, 木炭製造, 醋酸石灰等の林産加工業を含み, また大規模な農地経営としても展開した。これらの諸事業は, 森林経営においては育林事業と立木伐採の一部(社用材), 木炭製造の一部が直営事業又は直営請負事業として実行されたが, その農地経営は基本的には小作制(開墾小作制=寄生地主制経営)によっておこなわれ, 初期事業の労働力基盤をなした。本稿においてはこうした諸事業の総体を山林経営の展開としてとらえ, その展開過程を主として戦前期を中心に明らかにする。

1) 施業案の編成と施業方針～経営展開の時期区分～

北炭における森林経営の展開は, 前稿でみたように, その土地所有の形成過程における「植樹地処分」と「起業条件」に規定された大面積単統一斉人工造林事業として開始された。しかし, これら初期における造林事業は, あくまでも土地取得のための起業条件を満すものであり, その政策的規制は, 当時の北海道において技術的に不合理であるばかりでなく, 実行不可能なものでさえあったことはすでに述べた。また次項にのべるように, 現実にはそれらの事業による人工林の成林率も, 微々たるものであった。

北炭は, その山林経営への着手に当って, 明治33年元山林局長高橋琢也を林業顧問に委嘱し, 39年には林学士を5名雇用していたのであるが, その森林経営に関する長期計画としての施業案が最初に編成されたのは大正7年(1918)であった。

北炭山林史は, この社有林経営の展開を, 施業案の編成にしたがって, 以下のように時期区分している。

起業条件実施期	(明治31年～大正6年)
第1次施業案期	(大正7年～昭和9年)
第2次施業案期	(昭和10年～昭和17年)
単独施業案期	(昭和18年～昭和25年)
第4次改正森林法期	(昭和26年～昭和32年)

本稿では, この時期区分を考慮に入れつつ, 主として戦前期のその諸事業の展開を次の三期に区分して述べることにする。

第1期創設期	明治31年(1898)～大正6年(1917)
第2期確立展開期	大正7年(1918)～昭和9年(1934)
第3期戦時解体期	昭和10年(1935)～昭和25年(1950)

(なお, 第3期は次稿)

2) 山林経営の展開と諸事業—第1期・創設期(1898～1917)

北炭の山林経営は, すでに〔Ⅱ〕でみたような政策(「植樹地処分」・「起業条件」)と前期の労働諸関係(「小作規程」・「林内殖民制度」)を基底として, まず土地所有権の確立(付与処分)を目的とする植林事業として開始された。

この事業の資金は「……, 天然木伐木高1万尺づにつき25銭ないしは30銭を積立てる『造林別途積立金制』……」²⁹⁾(「北炭山林史」p.111)によって調達された。この初期北炭の事業費は, 「社有林創設以来, 造林事業は起業費により実施され, 大正2年上期まで継続された。その累計額は70万4,594円に達する」(同上p.37)とされている。

こうした資金をもとに, 「起業方法書」にもとづき, 明治31年より苗畑開墾, 養苗事業が開始され, 同34年よりは原始林の立木伐採をともしつつ, 人工造林事業が開始されることとなった。

また, 同32年には「小作規程」にもとづく, 農耕適地への小作人(殖民者)の入地が開始され, 農地の開発が開墾小作によって進行する。

しかし, こうした原始林の伐採, 植林事業を軸とする森林経営は, 次にみるように明治末期以降の不況のなかで後退し, これを契機に小作制による農地経営が相対的独自制をもって展開することとなる。すなわち, 「ところが, 明治末期以来の経済界の不振により, 石炭の需要減は停止するところを知らず, これがため大正2年に至り, ついに造林は一部山林の継続施業のみにとどめ, 伐

採事業もとりやめとなり、ただ木炭製造のみが細々といわれた程度であったが、4年に入るや山林の施業はまったく中止され、この間は農地の経営に主力が注がれたのであった」（同上 p. 23）そして、この森林経営が再び開始されるのは第2期の^{大正}8年以降のことであった。

第1期の山林経営に関わる諸事業の概要を表5-1に示す。以下これらの諸事業についてみる。

① 森林経営の展開と諸事業

北炭が旧国有未開地処分法により明治期末までに確保した林野は約2万町歩であった。この森林は、「創設当時における社有林の多くは、千古斧鉞を入れぬ原始林であって、樹種は針葉樹のトドマツ、エゾマツなど、広葉樹のナラ、セン、カツラ、ヤチダモ、シナノキ、ニレ、イタヤ類、カバ類、ホホノキ、シコロなどで、以上が入り混じった、いわゆる針広混交林を形成し、昼なお暗く、うっそうたる景観を呈した。」（同上 p. 133）という状況であり、前稿に示した「植樹地」の選定規準「植樹＝供スル土地ハ林相ヲ為サス……」（Ⅱ—p. 33 参照）とは、およそかけ離れた実態であった。こうした当時の北海道における土地処分の法的制度的形式とその処分の実態の乖離は、植樹地のみならず牧場、農場処分においても、常態であった。この杜撰かつ粗略な土地処分をめぐる制度的改正の経過についてはすでに前稿でのべたとおりである。

ともあれ、こうした自然条件のもとに、「起業方法書」による植林事業を建前とする森林経営が開始されるのであるが、その実態はまず原始林の伐採事業として実施された。以下、このような伐採事業と植林事業を軸とする諸事業について概説する。

① 伐採事業

北炭山林は、明治31（1898）年に、社有林の貸付を受けると同時に、雨竜および栗山に伐木所を設置し、年間10～20万石（最高は同40年の24万石）の伐採を実行し、同42年までに約116万石の伐採をしている。（表5-1参照）

この事業は、冬期間の積雪を利用しておこなわれ、その年々の伐採現場に臨時支所をおき、駐在員の監督下に直営事業として実行されていた。（同上 p. 134）この労働力は、例えば明治39年の雨竜山林においては、「……、同支所内ノ造林並ニ伐木総テノ事業ニハ、殆ソド小作民ノミニテ充分ニシテ少シク不足スルモ、附近農場ヨリ求ルヲ故……」（Ⅱ—資料2参照）と三浦報告にあるように、殖民者（小作人）の農閑期労働によっていた。

その実行方法は、伐採木を雪上で川あるいは沢へ集積し、春季融雪をまって「鉄鉋流し」または馬そりによって河川まで運搬したのちバラ流し＝散流としておこなわれた。（同上）

これ以後の運材は、沼田、北竜山林の場合は、雨竜川の北竜市街地または雨竜村面白内（現在の札沼線石狩追分駅付近）に網場を設けて筏に組み、筏流して江別川入口にまで運搬し、ここで陸揚げして江別木挽場に搬入または各砒業所に配給した。しかし、明治36年に同木挽場が焼失したのちは、砂川に陸揚げし、鉄道によって岩見沢木挽場または輪西製材所および各砒業所へ輸送した。こうした散流～筏流の方法は、同43年の留萌線の開通によって廃止され、37年からは、散流した材を近くに設けられた網場で水切り、石狩沼田駅まで馬力軌道を敷設して運材した。こうした散流一馬力軌道による運材は大正5年頃まで続行されたが、その後は山土場から馬そりによって駅土場まで搬出するようになった。なお、30年代後半には、網場よりの陸揚げに、蒸気力のウインチによる陸揚設備が使用されるようになった。

「これらの伐木のうち針葉樹の全部と、広葉樹のナラ、ヤチダモは社用に供したほか、他所へも売却することができたが、……（中略）。もっと36年以降は、木材の内地移出、道内各種木材工業および鉄道の発達に伴って、雑木の用途も開け、これらも伐採搬出し、売却あるいは社有製材所へ供給するようになり、……」（同上 p. 133）

30年代後半にはこの事業は、採算ベースにのり、大きな利益をもたらすものとなり、その後の山林経営の財政的基盤となった。

なお、この期の社有林よりの伐採材の本社社用材として使用された割合は不明であるが、明治25年の社用材消費高が約15万石、大正3年が約50万石であったことから推定すると当初の年間10万～20万石はかなりの比重を占めていたといえよう。

この立木伐採事業は大正10年までは直営事業として実施されているが、大正10年以降は、立木処分、社用材の請負生産が導入され、同13年には直営事業の大部分は中止されている。（同上 p. 139参照）

② 造林事業

北炭山林の造林事業は、「起業方法書」にもとづいて、貸付処分後の4年目、明治34年より開始された。この方法書による造林方法はすでにみたように、「針葉樹ハ混植スルヲ得ス且ツ針葉樹ハ一坪ニ付三本」（前稿 p. 35参照）という超密植（一町歩9,000本）単純一斉人工造林

を措定したものであった。

この北炭の初期造林事業は、その対象樹種を信州カラマツとして、自家養苗によって実行された。この事業の実態については、前稿資料にかかげる明治39年の三浦常雄の「雨竜郡出張取調報告書」に「人工造林法」「天然造林法」として詳細に報告されている。（Ⅱ〈資料2〉参照）

ただ、同報告によればその植付本数は、以前は一町歩4,500本であったが、39年当時はすでに3,000本となっていた。（1町歩経費 51.05円）

こうした造林方法によって、大正初期までにカラマツ1,488町歩、植付本数580万本、トドマツ134町歩、植付本数44万本、の計1,623町歩、植付本数新植622万本、補植250万本という人工造林事業が実行された。

また、これも前稿でみたように、北炭の申請によって36年より、その起業条件に「天然更新」が認められることとなった。このことにより表1—5に示すように、38年以降はその人工造林面積は半減することとなった。この「天然更新」法は、前記三浦報告にあるように、土地を露出する「地がき」による極めて粗略なものであり、その経費は平均一坪一銭、つまり1町歩30円というものであった。これに明治44年はトドマツ人工下種やトドマツ、エゾマツの補助造林作業が追加されている。この天然更新補助作業の明治44～大正4年の4年間の160町歩を除いて実績は明らかでないが、「実際はこれに10数倍することは断片的記録を総合して推定できる」（「北炭山林史」p.117）とされている。

ともあれ、北炭は資料的に確認できるものとしては、人工造林約1,600町歩、天然更新補助作業約160町歩の植林事業によって、約2万町歩におよぶ林野の所有権を大正初期に確立したのであった。

なお、この期の人工造林1,623町歩のうち、伐採利用されたものは293町歩と18%にすぎず、その81%（1,313町歩）は明治38・42年の野鼠による大被害をはじめ山火被害によって大正6年までに消滅したとされている。（同上第39表 p.115, 第123表 p.264参照）

このことは、当時の北海道における造林の技術水準の一端を示すものであるが、同時に北炭の初期造林事業そのものが、土地取得のための手段にすぎなかったことを示しているといえよう。明治期における北海道の大地積処分は大略そうしたものであったことは〔I〕でのべたところである。

なお、この野鼠による大被害は、「ところが、当時、

天然木では針葉樹および広葉樹ではナラ、ヤチダモ、セン、マカバなどの優良樹種以外は用途がなく、伐採に至らなかったため、これら利用不能な雑木の目通り付近を木質部に達するまで環状に剥皮し、樹液の流動を遮断して立枯らせる、いわゆる捲枯らしを行なったため、林地の清掃を施すことができず、そのためエゾヤチネツミの繁殖に拍車をかける結果となった」（同上 p.113～114）とされるように、当時の材木の市場条件に規定されて造林地拵に「捲枯し」⁹⁾を採用したことによるものであった。これは、「その後、雑木の用途も開け、ことに43年留萌線の開通によって沼田、北竜山林の雑木利用が促進され、また40年以降小径木の林地清掃を兼ねて直営製炭事業を開始したので、地拵えに当って捲枯しをする必要がなくなり、清掃を期すことができるようになった」（同上）とあるように、その防除対策が栗山、沼田両山林の木炭製造開始の一つの契機となっている。

③ 育苗事業

苗畑・育苗事業は明治32年より開始され、同年栗山および沼田山林内に5町3反の苗畑を成墾した。当初は造林用の苗木の全量を自給する計画のもとに、大正9年まで総面積35町歩の苗畑を造成している。

育成苗木は、当初は信州カラマツを主としたが、ドロの挿木、ヤマナラシの分根なども実施された。さらに信州方面からカラマツおよびアカマツの1年生幼苗を移入して床替養成などもなされている。また42年には樺太産カラマツの種子の移入やドイツトウヒの1年生苗木の床替養成苗、大正初年にはニセアカシヤの播種等も試みられている。しかし、主要樹種はあくまでもカラマツであり、大正3年までに造成された山出し苗約830万本のうち98%がカラマツ4年生苗であった。この事業は大正4年以降は中断されるが、この期は全て直備労働力によって実行された。

④ 木炭製造事業

木炭製造事業は、小径木の積極利用と造林地の野鼠防除を目的として、明治40年に栗山、沼田、41年に二岐、42年に沼ノ端と各山林において開始されている。明治40～44年の総生産量は表5—1に示すように10貫俵で約65,000俵であった。この事業は大正4年に全山中止となったが、その後再開され、沼田山林は大正10年まで、沼ノ端は昭和2年まで続けられた。

その製造は、栗山、沼田、二岐の各山林においては、小作人中の希望者に資材の全てを社給し、焼賃をきめた農民副業としての請負生産であった。しかし、高位の火

山灰地であった沼ノ端山林では、農耕不能のため小作人の入地者がなく専門の焼子を入山させ直営事業として実施した。因みに、同44年の生産量15,252俵のうち、52%は後者の直営事業によるものであった。(第65表 p.138参照)

これらの木炭は社用のほか一般に市販し、製炭の副産物としての醋酸石灰をも製造販売している。(同上)

⑤ 製材事業

北炭の製材事業は、「付帯事業」の1つとして明治25年2月に本社直営木挽場を江別に設置したことにはじまる。この製材事業は、〔Ⅰ〕でみたように同40年の株主総会において「副業」の1つとして位置付けられ、輪西製材工場を設置し、山林経営とは別個の事業として経営された。これは大正9年に中央木挽場が本格的直営工場として設置されて以来昭和30年代まで続行されている。なお、これらの外に各砒業所に鉾山用材の木挽所が設置され、昭和10年代にはその数は16工場にもなった。(同上)

p.246~253参照)

以上のように製材事業は、その山林経営に先行して実施されたのであるが、その事業が実質的に山林経営の一環として実施されたのは、原木の運材経路および製材工場の立地からみて、江別木挽所、岩見沢木挽所を中心とする明治40年代初頭までであった。

(2) 殖民者(小作人)の入地経過と出役の状況

① 入地の経過

初期北炭の山林経営においては、その造林事業のための労働力確保策として林内殖民制度が採られたこと、およびそのもとの労働力調達機構、労働組織の形成の実態については、〔Ⅱ〕稿でのべた。

この初期北炭の小作地の設定と入殖者の募集は、すでにみたようにまず何よりも、そうした資本による労働力確保策を契機とするものであった。しかし、北炭が旧国有未開地処分法によって明治31~41年の間に確保した付与面積約2万町のなかには、耕地処分によるもの662町、

表5-1 第1期の山林経営の展開とその事業実績

事業 年度	森林 伐採量	人工造林事業			苗畑事業			天補 然助 更新		小作農地		木炭製	炭造	製材
		人工造林面積	同補植	左植	苗畑面積	同床替	同左出	刈面	植積	入戸	地数			
	(石)	(町)	(1,000本)	(町)	(1,000本)	(1,000本)	(町)	(町)	(戸)	(町)	(10貫俵)	(石)		
明治32年(1899)	?	—	—	5.30	—	—	—	—	7	28	—	?		
33	89,650	—	—	11.02	—	—	—	—	14	54	—	?		
34	113,856	46.0	—	5.16	2,300	261	—	—	14	54	—	?		
35	117,253	229.0	—	0.200	1,021	1,104	—	—	14	181	—	?		
36	112,440	220.0	51	—	2,980	1,142	?	—	18	183	—	?		
37	93,529	216.0	472	—	1,548	1,423	?	—	19	183	—	?		
38	117,574	102.0	8	—	694	356	?	—	25	198	—	?		
39	131,103	118.0	224	0.950	1,548	537	?	—	55	301	—	?		
40	239,973	141.0	375	1.05	1,931	763	?	—	89	484	6,211	?		
41	141,926	110.0	123	1.00	1,787	602	?	—	109	551	14,539	28,630		
42	?	136.0	257	1.00	2,252	591	?	—	132	599	18,652	61,989		
43	?	110.0	525	—	1,697	834	?	—	158	647	10,321	32,109		
44	?	50.0	295	1.53	143	443	68.40	418	192	732	15,252	32,499		
大正元年(1912)	?	78.0	146	1.01	846	166	63.50	103	230	889	?	?		
2	6,843	27.0	10	—	1,124	67	—	2	255	1,078	?	?		
3	30,125	18.0	—	—	29	50	28.33	—	289	1,173	—	?		
4	64,968	—	—	—	—	—	—	—	310	1,358	—	?		
5	9,614	—	—	—	—	—	—	—	326	1,389	?	?		
6	80,409	37.0	—	—	—	—	—	—	385	1,861	?	?		
計	—	1,623.0	2,491	29.37	19,906	8,344	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1) 『北炭山林史』23, 24, 38, 41, 63, 64, 65, 77, 112の各表より作成。
 2) 各年度の数値は切捨てのため、計は必ずしも一致しない。
 3) 小作農地は各年度末現在のもの。

牧場処分によるもの1,487町を含んでいた。（〔I〕表3—1 p. 59参照）

したがって、これらの耕地・牧場についても、それぞれの「起業条件」によって開墾することが義務付けられていたのである。つまり、この小作人の募集とそれによる農地開発は、そうした払下げ政策による契機を同時にもっていたのであった。

ところで、この期に北炭が付与処分を受けた5山林のうち、耕地を含んでいたのは、沼田441町をはじめ栗山103町、北竜118町の3山林についてであった。（「北炭山林史」第5表 p. 15参照）

この農地に対する小作人の入地の経過は表5—2に掲げた。このうち沼田、栗山両山林が明治32年より先行し、北竜山林は同40年に開始されているが、こうした各山林別の経過は「耕地処分」との関連を示しているといえよう。

②出役の状況

すでに造林事業の項でのべたように、この期の新植事業は、明治34年の46町をはじめとして、同35～37年は年間200町規模で、天然更新作業の認められた38年以降43年までは同100町で実施されている。この各山林別の内訳は不明であるが、明治41年までは栗山、沼田の両山林において集中的におこなわれていた。

当時の新植地1町歩当りの必要労働力量を、前記三浦報告から推定すると、地枵え31人、植付7.5人、運搬3人、下刈7人、捲枯しの手直し10人、計58.5人・日となる。つまり、明治39年当時の1町歩の新植につき約60人・日を必要としたのである。この数値をもとに、当時の新植面積を機械的に小作人の入地戸数で割り、1戸当り年間出役日数を算出すると、35年は981人、36年733人、39年128人、40年95人、入地者の急増する45年は20人となる。

小作人となる条件の1つは、「一家ニ労働ニ堪ユル人員二人以上」であったが、現実的には、30年代はこうした人員の殖民者による出役は量的には不可能であった。

三浦報告は、こうした状況を雨竜山林（後の沼田）の三つの造林支所について次のように報告している。

「鷹泊支所内ニテ毎年二十五町歩ノ造林ヲナスニハ三戸ノ小作民ノミニテハ到底其用ヲナスベクモアラズト雖モ此地他ノ農場ト接近シ居ルヲ以テ此等ヨリ労働ヲ求メ居ルモ小作民ヲ使用スルトハ異ナリ労働者ヲ得ル事難ク辛フジテ事業ヲ償スルト云フ」（Ⅱ—〈資料2〉参照）

「ボンニタンベツ支所内ハ労働者ニ付キ最モ便宜アル

ノ地ナリ…中略…本願寺農場ト称スル本願寺ニテ貸下ヲ受ケタル廣大ナル土地ニ入レタル小作農場ニ接近シ居リ加フルニ、自己小作農民五十二戸ノ多キヲ有スルヲ以テ労働者不足ノ憂殆ンドアル事無シ…中略…同支所内ノ造林並ニ伐木総テノ事業ニハ殆ンド小作民ノミニテ充分ニシテ少シク不足スルモ、附近農場ヨリ求ルヲ故ニ不自由ヲ感ゼズト云フ」（同上）

「シルドルマップ支所ハ毎年ノ造林面積三十五町ナルモ、小作人僅カニ六戸ナルヲ以テ労働者ノ不足勿論ナリト雖モ、同支所ハ他諸農場ト連絡セルノ位置ニアルヲ以テ、此等農場ヨリ呼集シテ漸ク其用ニ応ズルヲ得ルモ、到底自己ノ小作民ヲ使用スル如ク便ナル能ハズ、常ニ困難ヲ感ズト云フ」（同上、ただし、この部分は転記ミスにより同資料からは欠落している）

つまり、この三支所のうち、その必要労働力量が殖民者の出役によって充足されていたのは、ボンニタンベツのみであった。しかし、このいずれかの事業現場においても、殖民者の出役がその基幹労働力であったことが、窺われよう。また、殖民者の側からみても、すでに1戸当り3町歩の開墾を終了し農業生産が本格的に開始されており、この新植の季節的時期はその農繁期と合致していた。したがって、明治40年代前半までは、この義務的出役は維持されていたといえる。しかし、44年以降の不況のなかで、新植面積は急減し、他方では入地者は急増する、といった状況のなかで三浦が「法理上矛盾スル点アルカ……」（同上）と指摘した前期的・封建的諸関係は、弛緩していくこととなる。こうした諸関係は、大正初期以降の農地経営の自立化のなかで、寄生地主制下の半封建的諸関係へと転化していくのであった。

(3) 開墾の進行と農地経営の成立

北炭の農地開発は当初より開墾小作（Ⅱ—注(15)参照）であった。つまり、この開墾は、会社よりの貸付（①旅費、②農機具代及種子料、③8ヶ月間以内ノ米嚙代、（小作規程7条）および小屋掛料（一戸ニ付5円）、開墾料（1反歩ニ付3円）の給付（同8条）はあったものの、基本的には小作人の負担によってなされたのである。

この開墾小作は、明治32年に制定された、「北海道炭鉱鉄道株式会社農業地小作規程」（Ⅱ〈資料4〉参照）によっていた。この北炭の規程の特徴は、それが出役義務条項をともなっていたことにあるが、このことは同時に1戸分の貸付面積を3町歩に制限するという特徴の条件ともなっていた。（当時の道内の一戸分の標準は、特定地処分にみられたように5町歩であった）

この期の小作人（「殖民者」）の各山林別の入地戸数と貸付地の推移は表5-2に示すとおりである。

この入地の開始に当って、北炭は明治32年小作規程とともに、「小作人募集心得」および「移住地の状況および開墾方法等説明要領」を作成している。この後者の「説明要領」は「北炭山林史」（p.160~164）に全文が掲載されている。これは、1. 位置および地形、2. 地味および気象、3. 植物の状況、4. 運輸交通の便否、5. 農余労働の概況、6. 開墾方法および播種、7. 移住民の心得方、8. 租税其他賦課の概況と8項目にわたる詳細なものであり、北炭の事例のみならず当時の北海道の開墾の実態を知る上で貴重なものである。北炭の初期の開墾小作の方法および状況を示すために、その6項目を次に引用する。

「6. 開墾方法および播種

土地を開墾するには其の土地の草原なると樹林地なるとを問わず、先ず雑草を取片付けざるべからず、之も取片付くるには、刈取ると焼払ふとの二法あり。刈取りの方法は、多少の労働と時日とを要するも、土地の養分を減耗せざる為、成るべく此の法に拠るを良しとす。然れども熊笹、雑草、荆棘等繁茂し、容易に刈取ること能はざるときは、万止むを得ざるにより、降雨の兆候ある頃を見計ひて放火し、防火後適当の降雨に逢ふ様注意すべし。

樹木を伐るには、冬期積雪中之を行ふときは労費を省くの便利あり。若し雪中伐木を為す能はざるの事情あるときは、樹木の疎なる所を撰定し、小樹は之を伐採し、大樹は地上2、3尺の所にて其の皮を剥取り枯死せしむの方法に拠るべし。此の如くせば、開墾植付も稍予定の如く進捗することを得べしと雖も、彼の皮を剥きたる大樹の枯死するに至る迄は、其の樹葉より滴る雫の為、作物の幼芽を害せらるるものなれば、馬鈴薯、扁豆、玉蜀黍の如き、之が被害の少なきものを撰み作付を為すべし。

開墾の方法は土地により同じからず。先ず樹林地にありては唐鍬を用ひて墾成を為さざるべからず。土地を鋤起するには、及ぶべき丈深くするを良しとす。又唐鍬の如きは、成るべく重きものを用ゆべし。土地を鋤起するの利益は、土地とともに雑草の根を深く截断するが故に、其の土地に作付を為したる後、雑草の繁生を防ぎ、且土地の湿潤と乾燥とを適度にするの利益あればなり。

作付の種類は如何なるものと雖も適せざるはなし。就

中馬鈴薯、粟黍、玉蜀黍、豌豆、扁豆、大豆、小豆、ナタネ、大根、南瓜等は最も能く成熟し、開墾初年より相応の収穫を見ること容易なりとす。

種子は移住者の郷里より携帯すべからず。何となれば霜害に逢ひ、意外の損失を招きたる実例あればなり。故に種子は成るべく北海道産の種子を購ひ用ゆべし。

雨竜地方にありては6月上旬に黍、小豆、7月中旬にソバ、9月中旬にナタネを播種す。（「北炭山林史」p.162~163）

以上のような方法と状況のもとに入地が開始されたのであるが、その年度の進行は小作規程によって次のように定められていた。

「第五条 前条配当地ハ左ノ標準以上ニ於テハケ年以内ニ全部ヲ墾成スベシ
初年目 九反歩
二年目 四反五畝歩
三年目四年目五年目六年目七年目各三反歩
八年目 一反五畝歩

（Ⅱ-〈資料4〉参照）

つまり、1戸当り3町歩の貸付地は、8年間で開墾することとなっていた。この実際の進行状況については、三浦報告で、「而シテ、小作民出役ノ例ヲ見ルモ、借り受け面積一戸僅カニ三町ナレバ、昨今ハ殆ド開墾シ終リタルヲ以テ……」（同上 p.47）と、39年当時の鷹泊造林派出所内の61戸の状況が記されている。

つまり、36年以降の天然更新法の採用による造林事業の粗放化、また植付本数の削減による省力化によって、小作人の会社事業への義務出役は著しく縮減された。これに比例して、その小作地の開墾は急速に進行していったのであった。

こうした成墾地に対する小作料は、次のように定められていた。

「第十一条 小作人ハ成墾地ニ対シ左ノ区分ニ随ヒ其年十年限リ小作料ヲ納ムベシ
但成墾后三ケ年間ハ無料トス
四年目 一反歩ニ付 金三十銭
五年目 " 金五十銭
六年目 " 金七十銭
七年目以降ハ近傍地ヲ参酌シテ適宜之ヲ定ム」
（同上）

以上のような開墾の進行および小作料の収納方法からみると、この小作地からの小作料収入は、成墾後の墾下期間3年を含めて入地後4年目から開始され、それが1

戸分3町歩の全てに課されるのは12年目からであった。しかし、次の経営収支の状況でみるように大正2年には、その小作料収入はすでに3,000円台に達していた。明治40年代以降の農地開墾の急速な進行と農地経営の展開を示すものである。

以上のような開墾の進行と小作料収入の増大は、明治末よりの大不況とあいまって、「……、4年に入るや山林の施業はまったく中止され、この間は農地の経営に主力が注がれた……」（「北炭山林史」p.23）となるのであった。つまり、労働力確保を目的として出発した初期北炭の開墾小作による農地開墾は、この大正初期に、その山林経営において相対的に独自性をもつ農地経営（小作制大農場）に達したのであった。

このような状況に対応して、北炭は大正2年小作規秩の大改正をおこない本格的な農地経営を開始することとなる。そして、この農地経営がその山林経営において森林経営とならぶ経営部門として確立するのは、水田の造

成投資が開始される大正7年以降のことであった。

なお、この入地した小作人は、前記の「募集心得」に応募入地したのは栗山および沼田山林のボンニタシベツの一部のみで、他は入地者の縁故による呼びよせ、または道内の他農場からの転地者であった。（同上 p.152 参照）

(4) 経営収支の状況

社有林創設以来、大正2年の「山林資金勘定」の設定による独算制の採用までの間、造林事業をはじめとする諸事業の経費は、「天然木伐木高1尺メにつき25銭ないし30銭」（注2参照）の規準をもって本社の「起業費」を基礎財源とする「造林別途積立金制」によってまかなわれた。そしてこの累計額は、大正2年上期までに70万4,594円に達していた。（同上 p.37, 111参照）

この支出（投資額）の推移を「北炭社有林史(下)」の資料によって示したのが表5-3である。

これよりみると、その投資累計額は、37年に11万2千

表5-2 第1期の山林別小作農地の貸付実績の経過

単位：戸、反

区分 年度	栗山		沼田		北竜		二岐		幾春別		計	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
明治32年(1899)	4	153	3	130							7	284
33	9	363	5	180							14	543
34	9	363	5	180							14	543
35	9	363	5	1,453							14	1,816
36	10	383	8	1,453							18	1,837
37	10	383	9	1,453							19	1,837
38	10	383	15	1,596							25	1,980
39	12	445	32	2,192			11	372			55	3,010
40	15	550	60	3,275	3	647	11	372			89	4,846
41	17	609	76	3,888	5	647	11	372			109	5,518
42	17	609	93	4,244	7	647	14	489			132	5,991
43	18	641	114	4,589	9	647	17	594			158	6,473
44	18	641	142	5,394	13	647	19	645			192	7,329
45	18	641	169	6,425	13	647	23	848	7	329	230	8,893
大正2年(1913)	18	1,115	193	7,584	14	647	23	848	7	591	255	10,787
3	28	1,115	213	8,486	14	689	23	848	11	591	289	11,731
4	30	1,115	231	10,341	15	689	23	848	11	591	310	13,586
5	30	1,115	242	10,492	16	689	23	803	15	591	326	13,893
6	39	1,619	272	13,676	16	689	24	803	16	591	385	18,618

注) 出所：「北炭社有林史(下)・草稿」第67表「各山林別農地並小作戸数年度別一覧表」より作成、反以下切捨て。

1) なお、この外に大正5年より入地が開始された追分山林（戸数不明、201反）および大正6年よりの美流戸（18戸、1,037反）がある。

2) 計は上記の戸数、面積を含んでいる。

円であったが、38年には20万円台、41年に30万円台、42年に50万円台、43年に60万円台に達し、この最終年度である大正2年には70万円台に達していた。

なお、「北炭山林史」は、この間の経理について、「ただし、そのほかの伐木造材あるいは管理費などの整理が、どのように行なわれたかは詳らかでない」（p.37）としている。

だが、同じく「北炭山林史」によれば、明治33年から39年の7年間に、伐採された立木は約80万円とその金額は13万2,638円であったことが算出される。（同上第63表、p.137）このことは、この間においては年間約2万円の立木伐採にともなう収入があったことを示している。また表によれば、39年末の累計投資額は26万円余であったから、少くともその半額はこうした伐採収入によって補ぎなわれていたことが推定される。

表5—3 明治末期～大正初期の投資の状況

単位：円

年 度	投 資 額	期末現在高
明治37年(1904)	3,724	116,185
38	116,746	232,932
39	32,841	265,774
40	29,438	295,212
41	34,706	329,920
42	197,159	527,080
43	87,444	614,526
44	31,720	646,247
45	26,932	693,895
大正2(上)	10,698	704,594

注)「北炭社有林史(下)・草稿」の第77表「社有林普通財移動調」より作成。

年度投資額は「移動」の項に「増」と表示されていた。なお、大正2年本社資本金の減額によって、この現在高は同年下期には、426,680円の減となり、その評価額(期末現在高)は277,913円に減額されている。

こうした伐採事業にともなう利益(立木代+伐出生産利潤)の増大と小作料(農地々代)の実現によって、大正2年以降、この山林経営は独立採算制によって運営されることとなった。

このことについて、「北炭山林史」は次のように記しているが、その収支の実態に関する統計資料は掲載されていない。

「大正2年下期以降の社有林の経営は、独立採算制に

よる営業費に切替えられ、『山林資金勘定』なる名称の独立勘定を設け、立木、小作、貸地収入などの財源をもって、管理、経営に要する諸費用を支弁した上、造林地という財産を造成し、なおかつ相当の剰余金をあげ、当社経理面に寄与した。なお当社直営による造搬事業(社用に供するため出材する事業)は別に『伐木資金勘定』をもって行ない、期末にその収支尻を山林資金勘定の雑収入に振替整理した。」(傍点有永、同上 p.37)

この収支の実績について、前記「北炭社有林史(下)・草稿」は、その第78表「社有林経営実績表」を掲げし、大正2年以降昭和27年までの収支関係資料を明らかにしている。この表をもとに、この期の経営収支の実績を示したのが表5—4である。

この大正2年下期の時期は、すでにみたように、「造林はついに一部山林の継続施業のみ」となり「伐採事業をとりやめ」られ、「大正4年に入るや山林の施業はまったく中止され」た大不況期であった。そして、「ただ木炭製造のみが細々と行なわれ」、「この間は農地の経営に主力が注がれた」のであった。つまり、こうして大不況のもとに、独立採算制による「山林資金勘定」が開始されたのである。

なお、当初のこの「勘定」の計算科目は不明であるが、大正12年の改正によるものが「北炭山林史」(p.38)に掲げされている。これによると、「伐木資金」勘定の立木代金は計上されておらず、したがって「伐木益」のなかには地代(立木代金)が含まれていたと推定される。また、同資料によれば「木炭収入」は、この「伐木資金勘定」に含まれている。表5—4にみるように、大正2年～6年の伐木益は計上されていない。しかし、すでにみたようにこの間も、「沼ノ端山林」において専門の焼子による事業製炭が実行されていたことから、当初は別勘定になっていたのであろう。つまり、この期の雑収入は、こうした木炭製造およびこれにともなう醋酸石灰の販売代金を主とするものであろう。

大正2年以後5年間の収入に占める、立木代、小作料、伐木益、その他雑収入の構成比の推移は、同表に示すとおりであるが、総計約9万円の収入のうち小作料42%をはじめ、立木代31%、伐木益4%、その他23%の構成となり、その利益は約2.2万円であった。

ところで、明治年間山林経営は、本社の「起業費」を財源として運営されたのであるが、その独自収入の大半は、すでにみたように明治30年代を通じて年間2万円前後の伐採収入(立木代=原始林地代+伐出生産利潤)

表5—4 第1期の経営収支の実績

単位：円，%

科目 \ 年度	大正2年下期	3年	4年	5年	6年	計
立木代	4,840	3,937	3,629	3,792	11,643	27,841
小作料	3,171	6,314	7,367	8,143	12,345	37,340
雑収入	619	3,874	2,341	1,437	15,216	23,487
収入計	8,631	14,126	13,338	13,373	39,206	88,674
係業費	7,925	6,441	7,194	10,348	12,777	44,685
事業費	5,705	2,048	5,025	3,219	5,771	21,768
支出計	13,630	8,490	12,220	13,568	18,549	66,457
差引益	△4,998	5,636	1,118	△194	20,656	22,218
雑収入の内伐木益	—	—	—	—	3,483	3,483
収入に占める比						
立木代	56.1	27.9	27.2	28.4	29.7	31.4
小作料	36.7	44.7	55.2	60.9	31.5	42.1
伐木益	—	—	—	—	8.9	3.9
その他	7.2	27.4	17.6	10.7	29.9	22.6

注)「北炭社有林史(下)・草稿」第78表「社有林経営収支実績表」より作成。
円以下切捨てのため、収入・支出の計は必ずしも一致しない。

であった。これは、大正期の不況期に入ると、直営伐採事業の縮小、中止により、その利潤収入はほぼ消滅し、これに代って、農地の小作料収入および立木処分による立木代金収入と木炭生産収入が90%以上をしめることとなった。つまり、木炭生産も事業製炭が中心ではあったが、その収入は基本的には原木代＝天然林地代に基礎をおくものであった。したがって、この期の山林経営は総じて、こうした森林資源所有・半封建的土地所有に基礎をおく地代取得経営であった。

以上のように、初期北炭の山林経営は、明治40年に造林事業による資源所有、造成を目的としつつも、それ自体としては前期的伐出経営とし成立をみるのであるが、これは大正期の不況下において、その土地所有・立木所有を基盤とする寄生的地代経営と急速に傾斜していったのである。とりわけ、この時期にその主要収入源となった小作制農場経営は、初期の前期的な労働力確保策としての基盤から、こうした独自の経営基盤をもつものとして自らを確立し、これ以後、昭和初期までの山林経営の重要な一環を形成することとなった。それは、同時に資本による前期的経営として出発した北炭の山林経営が、その森林経営において基底に半封建的諸関係をもつ地主育林経営へと転化したことを意味するものであった。

3) 第2期・山林経営の確立～展開期(1918～1934)

北炭の山林経営は、「この期に入ると、山林の大部分は法に定める起業条件を完全に施行し、当社の所有権が確立されたため、従来とは面目を一新して、会社独自の技術による施業を実行することが可能となり、加えて会社経理面の好転も手伝って、そのような長期計画を樹立しうる体制を築き上げたのであった。」(北炭山林史 p. 28)とし、この期を「山林経営の本格化」の時期であったとしている。そして、この期においてその所有山林は2万6千町歩から3万7千町歩と、ほぼ戦前期のピークに達している。

この期の集積面積は約一万町歩に達するが、その大半は買取または所管替によるものであった。(〔I〕稿表3—2, p. 60参照)そして「当社木材係が当時立木の造材のみを目的として購入した山林も相当数に達したが、このうち、のちに土地を引受け、伐採残山を社有林に編入したものに多寄ほか三山林の全部および一部、合計1,115町があった」(p. 28)とあるように、その買取は北炭本社の坑木入手のための手段として集積されたものを含んでいる。

国有地からの分割はこの期の初期において完全に終了し、これ以降は買取がその主要な形態となっていくのである。因みにこの期の取得面積11,755町のうち、買取山

林45%、所管換40%に対して、国有地処分(国有林売払分を含む)は15%にすぎなかった。(同上〔Ⅰ〕稿p. 60参照)

(1) 第1次施業案の編成と施業方針

以上のような背景のもとに、大正7年を始期とする30カ年間の長期計画が、社有林制度創設以来はじめての森林実測調査のもとに「第1次施業案」として編成された。この施業案は「鉱山備林として所要坑木の一部を保続的に自給するを骨子とし、本案の山林全体を30カ年に整理増殖し、この目的を達成するために、主林木にカラマツを選び伐期を30年とする」(同上 p. 29) を目的としたものであった。

そしてこの計画達成のため、この30カ年の整理期間中は、年平均伐採量11万3,434万石、同造林人工面積340町、同天然更新面積99町を実施しようとするものであった(同上B. C. D表, p. 30—31, 参照)

また、この「案」の対象山林は、ほぼ明治末期までに取得した7山林とし、順次、新所有山林におよぼすこととした。この対象面積約2.1万町歩は、皆伐作業で57.4%、択伐(甲)作業地(当時の有用広葉樹10種の生育地)10.4%、択伐(乙)作業区(前記以外の雑木の生育地)17.2%、農地区画地8.2%、同左予定地5.3%に区分されていた。この農地が予定地も含めて計約2,900町歩(13.5%)と区分されたことは、当時の山林経営がもつ農地経営への拡大志向を示すものとして注目されよう。

以上のような方針のもとに、大正初期以降実質的に中止されていた森林経営の諸事業が再開されることとなった。こうした諸事業の展開にともない北炭は、大正10年12月に「社有山林経営方針」(同上 p. 32)「山林施業心得」(同上 p. 33—34)を、また、これにききだち、同年3月には、「造林事業施行心得」(同上 p. 99—100)および同4月には「林産物売払心得」(同上 p. 140—142)を定めている。

この「経営方針」および「施業心得」によれば、その森林施業の目的は「山林ノ経営ハ坑木ノ生産ヲ主目的トスル事」(「方針」1条)また「社有林ノ経営ハ炭鉱用材ノ生産ヲ主目的トシ昂メテ収益ノ増殖ヲ図リ自営収支ノ下ニ之ヲ行フヘシ」(「心得」第1条)となっていた。

そして、その作業法は、「経営方針」では「作業法ハ主トシテ皆伐喬林ニ依ル事」(3条)となっており、「施業心得」では「作業法ハ左ノ4種トス」として「1. 皆伐喬林作業、2. 前更喬林作業、3. 択伐喬林作業、4. 矮林作業」(第5条)の4種を定めていた。またその作業法の選択は、「喬林ハ主トシテ皆伐作業ヲ施スヘシ

但シ天然更新ヲ行フヲ有利トシ又ハ国土保安上ノ必要アル場合ハ前更作業又ハ択伐作業ヲ施スコトヲ得」(同上第6条)と極めて柔軟な方針を定めている。また「輪伐期ハ材積最多ノ時期ヲ標準トシ坑木生産ノ目的ヲ以テ是ヲ定ムル事」(「方針」4条・心得第7条)と輪伐期を定めている。

つまり、建前は北炭本社の原木要求＝坑木需要に対応するために、30年を伐期とするカラマツ短伐期人工林施業となっていた。しかし、その本音は、その作業法を4種に定めかつその選択巾を広ろげ、かつ「材積最多ノ時期ヲ標準ト」する長期の輪伐期を定めるなど、むしろ、天然更新による長伐期大径材生産を志向するものであった。またその造林方法は「……広大ナル単純林ノ造成ヲ避クル事」(「方針」5条)、「造林樹種ハ可成2種以上ヲ混淆セシメ広大ナル単純林ノ造成ヲ避クヘシ」(「心得」第14条)と単純人工造林を否定し、また、「造林地ニ生立スル針葉樹及有用潤葉樹ノ稚樹ハ成ル可ク之ヲ保育スヘシ」(「心得」第15条)と実質的には天然林補助作業を定めるものとなっていた。また、その伐採事業においても「伐採ノ事業ハ……成ル可ク直営方法ニ依リ之ヲ施行スヘシ」となっていた。

このような建前と本音の矛盾は、資本(「北炭本社」)の自然条件を無視した原料要求に対する、当時の社内の林業技術者の抵抗を示すものであったといえよう。また当時の北海道において、その森林経営を「自営収支ノ下ニ」実施するためには、こうした天然林施業を採用することは必然的でもあった。そして、このような方針のもとに実施された森林施業の結果は後にのべるように、計画に対して約2倍の過伐をともしつつも、その育林事業は技術的にも一定の成果をもたらしたのであった。

しかし、昭和10年以降の戦時経済下に入るとこうした矛盾は顕在化することとなった。

つまり、石炭増産体制のもとで、坑木需給が逼迫すると、北炭本社の坑木(細物丸太)要求はこうした森林の施業方針を否定することとなる。すなわち、昭和10年の「第二次社有林施業案」では、「社有山林ノ取扱ニ就テハ、従来其ノ重点ヲ天然更新ニ置キ、長期ノ輪伐期ヲ採用シ来リシモ、……、此ノ方法ニテハ細物丸太ノ生産意ノ如クナラズ……」(傍点・有永、同上 p. 42)として、伐期を5年間短縮し25年伐期によるカラマツ短伐期施業への転換を強いることとなっている。

なお、この「施業心得」では、「山林中耕地其ノ他開墾ニ適スヘキ土地ハ其ノ得失ヲ精査シ林業経営上支障ナ

キ限り林業外地ト為スヘシ」(同上第21条)と農地開発への積極的意図を示している。

以上のような、北炭の山林経営をめぐる矛盾は、一般的森林経営をめぐる資本の要求に対する技術上の矛盾ではなく、以下のべるような小作制農場経営をその基底とするこの期の地主育林経営それ自身がもつ矛盾でもあった。北炭の山林経営はこうした矛盾を、一方では戦時経済下において伐出経営への傾斜を深めることにより、他方では、その小作地を解放することによって、止揚するのであった。しかし、この止揚は次の第3期に示すように、結果的には、北炭資本による一方的な総括(土地および森林資源の略奪)を受けることとなり、その森林経営は資本による近代化への道を閉ざされたのであった。

(2) 森林経営の展開と諸事業

以上のような方針のもとに実施された森林経営の諸事業の実績を表5-5に示す。以下其の内容について概説する。

① 育苗事業

この期における本道の造林樹種は、明治期における外来樹種偏重の欠陥が、その造林不成績地の多発という事実によって認識され、トドマツ・エゾマツを中心とする在来種の再評価がなされ、その養苗技術も開発され、大正8年にはその事業が実行に移された。

このような状況のもとでも、北炭山林は前記のような施業方針によりカラマツを中心とした育苗事業を続けていた。前期の不況により大正4年より中止されていた苗畑事業は、大正7年から再開された。この事業の再開に当り、すでに述べたような施業案の編成等その計画化を進めるのであるが、大正10年3月には「造林事業施行心得」を定めている。

前記「山林施業心得」では、「造林ノ事業ハ……外成ルヘク直営事業ニ依リ之ヲ施行スヘシ」(p.33第18条)とあり、この「造林事業施行心得」でも同趣旨のことをその第3条に定めている。このことについて、北炭山林史は「また従来、造林事業のすべては当社が直接人夫を使役して施行してきたのであるが、大正10年3月『造林事業施行心得』を定め、(1)地拵、下刈および苗畑の開墾と耕起、(2)防火線および土工、(3)各種の運搬は請負に付することができるように改正し、今日とはほぼ同一形態を持つようになった」(同上 p.98-99)としている。

つまり、これらの規定は請負の導入を認めたものであり、そのために請負と直営の事業上の区分を明確にする

ものでもあったのである。

そして、カラマツの育苗に当っては、「カラマツの播種は大正8年から全面的に中止することとなり、長野県から1年生幼苗を購入し、社有林各山元の苗畑で床替を行ない、2・3年生として林地に植栽……」とあるように「播種」から「幼苗購入」に変更されたのである。

またその方針では「カラマツを中心としてその他を補助として」となっていたが、大正14年以降はトウヒがカラマツを上まわり、この期全体ではその養苗総数3,300万本のうち、トウヒ1,370万本、カラマツ1,000万本、トドマツ900万本とトウヒの育苗が最も多い。(「北炭山林史」第26表, p.101参照)

② 造林事業

造林事業はすでに述べた第1期末の不況のさなかで中止されたが、大正6年に再開され、同年38町、同7年91町と徐々に回復に向っていった。

この期の造林事業は「第一次施業案」、さらには諸心得のもとに実施されるのであるが、その造林実績は第5-5表のようになっている。

また、この期の造林事業の特徴の一つとして、その天然更新法の改良があったが、それについて北炭山林史は次のように述べている。「天然更新は従来針葉樹のみを対象としていたが、この期に入ると雑木の材価が騰貴し、また社用坑木にも雑木を使用するようになったので、適当林分は、針広葉樹にかかわらず、保育手入れを行なうようになったことが特記される」(同上 p.118)と。

そして苗木養成ではトウヒが多かったが、その造林面積ではカラマツがトウヒの約2倍強と圧倒的に高い。またこの期の天然更新事業の計画によると、年間約100町歩が実施されることとなっていたが、その実績は不明である。この期の造林の作業方法は、その「造林事業施行心得」によって、地拵、下刈等に請負が導入されると同時に、植付については会社による完全な直営事業がおこなわれていた。その造林費をカラマツ1町歩当りにしてみると、前期の平均が新植31円、補植15円、計46円(栗山山林)であったのに対して、この期では、大正12年沼田の56円と33円の計89円、同じく追分の75円と76円で計151円、昭和9年沼田91円、追分125円と2~3倍に増大している。

この期に実施された計約3,500町歩の造林地のうち、昭和34年までに伐採利用されたものは、1,600町歩(44%)にのぼり、同年の残存面積865町歩(24%)でその成林率は68%に達した。(同 p.119.44表参照)なお、この造

林地の消滅面積は農地売払いによるもの296町、山林売却349町を含んでいるので実質上の成林率はさらに上まわったであろう。ともあれ、第1期の造林面積1,623町の約80%が野鼠および山火被害によって大正6年までに消滅したことに対比すると、この期の造林技術は格段の進歩を示したのである。

このことは、第1期のそれが「貸下出願起業方法実行ニ依リ所有権ヲ得ル事殆ソド第一ノ目的トナヌヲ以テ其造林ノ法ハ從テ極メテ粗放ナルモノナリ」という（Ⅱ<資料2>p.45）三浦の評価に示される実態であったのに対して、この期においてはその森林経営のなかで、育林事業の技術的基礎をそれなりに生みだしたことを示している。

このような、第2期における育林事業の技術上の変化について、北炭山林史にあらわれている特徴をあげると、1) 苗木の養成が「播種」から「床替苗」に変わったこと（p.100）、2) 大面積の単純林造成を避けること（社有林経営方針第5条）、3) 有用樹種を保育すること（同

6条 p.32）、4) 天然更新対象樹種を広葉樹にまで拡大したこと、さらには、5) 請負事業（地拵・下刈）を導入し、直営事業の内容を明らかにしたこと、などがある。

③ 伐採事業

この北炭山林の伐採事業は、前記の「山林施業心得」（同上 p.33）によれば「伐採ノ事業ハ製品販売ノ関係及施業上便益ト認ムル場合ニ於テハ成ベク直営方法ニ依リ之ヲ施行スヘシ」となっていた。つまり直営生産を施業上の主要方針としていたのであった。

ところが、北炭山林史によると「大正10年4月『林産物売払心得』を作成し、立木のまま売払う方法を実施に移した」（同山林史 p.139）のであり、この方法は「これは今日行なっている立木売払方法の祖形をなすもので」（同上）あったとされている。労働力不足の時代にあつては、直営生産として実施された伐採事業は、この期になって「13年ころからは直営造搬は大部分中止し」（同上）とされ、立木売り、または「売払立木中、社用に適するものは条件を付し、製品を買戻す」請負生産さ

表5-5 第2期の山林経営の事業実績

年 度	森林伐採量(石)		床替苗木 (1,000本)	造林面積 (町)	小 作 農 地			土地所有関係	
	合 計	製炭用材 (左の内数)			戸 数	面 積 (町)		取 持 (町)	喪 失 (町)
						畑	水 田		
大正7年(1918)	75,917	17,464	—	91.62	410	1,897	3	1,045	—
8	103,947	12,108	675	110.82	415	2,154	4	2,110	—
9	41,808	26,307	1,125	183.57	421	2,201	4	1,502	1
10	33,775	33,775	80	150.03	432	2,241	5	459	2
11	155,745	36,171	1,958	137.69	410	2,270	28	1,168	—
12	184,655	29,660	1,996	203.56	404	2,193	80	—	6
13	201,588	38,427	2,881	258.04	358	1,432	113	1,562	0
14	176,810	23,218	3,370	542.34	341	1,365	148	1,823	23
昭和1年(1926)	76,923	12,093	3,716	148.40	336	1,366	163	2	2
2	247,424	5,622	4,998	376.14	330	1,335	170	728	0
3	285,820	—	3,148	281.79	328	1,313	177	283	0
4	506,889	—	1,651	293.60	324	1,292	190	836	173
5	338,289	—	1,690	213.02	338	1,354	197	57	588
6	273,753	—	1,702	122.10	339	1,384	203	3	—
7	190,372	—	1,301	56.65	341	1,439	226	79	367
8	210,256	—	1,257	69.37	344	1,413	244	—	10
9 (1934)	149,973	—	1,378	310.89	341	1,398	246	93	455
計	3,253,944	234,845	32,930	3,547.63	／	／	／	11,755	1,625

注) 出所:「北炭山林史」第26, 42, 66, 77表および p.132 付表より作成。なお、苗畑開墾は大正9年に5.61町歩がなされ合計35.03町歩となっている。

らには、「またはその分（社用に適するもの：有永）のみを造搬請負」にするという作業請負という三つの方法に区分され実施されるようになった。こうして伐出生産部門においては、先の造林部門と対照的に直営生産は大巾に縮小され、「立木売り」を中心にした形態に移っていくのである。なお、この「林産物売払心得」では、「利益ハ市価又ハ取引相場ノ100分ノ8トス」と立木処分の見積上でその販売価格に対し8%の利益（伐出生産利潤）を認めていた。（同上第8条4項 p.142）

このような「直営生産」の後退と「立木売り」「請負生産」への転換を可能にしたのは、まず開拓の進行とともに地場における素材業が成立したことであり、このことは、同時に農地をも包含する北炭の山林経営が土地所有への寄生性を深めていくことを意味する。そしてこの期以後、第3期においても、これらの方法が、一貫して続けられ「全部が社用材となるカラマツ造林地」（p.143）などを除いて、立木処分がその主要な方法となっていたのであった。

この期の伐採量はその施業計画によれば、年平均第一期9.3万石第二期12万石となっていた。（p.30B表参照）しかし、現実には表5-5に示すように計約350万石、年平均20万石強と約2倍の過伐となっていた。

なお、第1期でのべた木炭製造は大正3・4年に全面的に中止されたが、沼田山林は大正10年まで、さらに沼ノ端は昭和2年まで続行され、その製造量は表のその製炭用材の伐採実績から推定すると約23万5千俵（10貫俵）に達している⁵⁾。また、すでに〔I〕稿の表3-5（p.63）に示したように、この期の社有林材が坑木又は製材原木等として本社事業用に供給されたのは11~12%にすぎなかった。しかし大正9~10年には、その大半が社用となっている。また、これが本社の総木材使用量に占める割合は2~3%にすぎなかった。

(3) 小作規程の改訂と農地経営

明治32年に制定された「北海道炭鉄道株式会社農業地小作規程」は、その後の一部修正を経て、大正2年に大改訂を加えられた後、大正10年4月の一部修正によって「最終小作規程」となった。

この明治32年の「農業地小作規程」（以下「旧規程」）と大正10年の「小作規程」（以下「新規程」）については、II稿の資料（<資料4・5>）に掲げた。以下その主要な改訂についてのべる。

① 1戸分貸付面積の拡大

1戸分の貸付面積を3町（旧規定）4条）から4町

に拡大するとともに、「地味地勢又ハ区画ノ都合」によっては増減を認めることとした。また「資力又ハ勞力豊富」であって「前貸付地ヲ全墾シタル者」にはさらに1戸分の貸付を認めることとした。（「新規程」第5条）

② 小屋掛料・開墾料の廃止

旧規程では、開墾に当って小屋掛料1戸につき5円、開墾料1反につき3円の開墾料を会社側が支払うこととなっていた。（9条）この規程は、前記三浦報告によれば、「現時ニ於テ小屋掛料・開墾ヲ給セズ……」（<資料>p.47）とされているように、すでに明治39年当時の雨竜山林では支給されていなかった。こうした実態にあわせて、この補給条項は「避地の小作人に限り」（「北炭山林史」p.154）適用されていたのであるが、大正2年に削除された。

③ 借金弁済条項の削除と補助制度の復活

「旧規程」の7条・8条およびそれにもとづく「借用証書」では、入地当初の貸付金の弁済方法が詳細に定められていた。これらの条項は、すでに前項でみたような「積立金」制度とともに、賃金の「棒引き制」弁済の「部落連帯制」として、その前期的支配の基底をなしていた。これは大正2年に前記補助金の給付とともに廃止されている。

ところが、大正期以降の農地経営の拡大にもなってその開墾地は奥地化し、また小作者の農業経営も本格化し、これにもなって資金不足が顕在化する。このような状況に対応して、「肥料・馬匹其ノ他ノ資金」を貸付け、または「小屋掛・開墾料等」の「補助ヲナスコト」が「アルヘン」と再び定められている。（「新規程」10条）

④ 小作権の譲渡・転売貸条項の新設

旧規程では、小作権の他人への売買・譲渡を全て禁じていた。（「旧規程」15条）新規程では「小作権承継契約書（様式第3号）」を公認すること（4条）によって小作権の譲渡・売買を認めるとともに、無許可の譲渡又は転売貸を禁止することとなった。（13条）

⑤ 地目変更条項の新設

「旧規程」においては、農地としてのみ規定され、その作付等の利用形態については何ら制限はなかった。しかし、後にのべるように、明治40年代より小作人による自発的水田開発が先行した。これに対し、大正2年の規程改訂で「小作人ハ……、其小作地ヲ優良ノ地目ニ交換スルコトヲ得」（第17条）と追認した。さらに大正4年以降は会社はその水田開発に乗り出すのであるが、これに対応して、同条項に「会社ニ於テ必要ト認メタルトキ

は他の諸事業と同じように第2期の実質的な出発点であった大正10年に最終的に確定するのである。

すなわち、この大正初期を準備期として北炭山林の農地経営は、その山林経営から相対的に独立した土地経営として確立した。そして、その形態はこの時期の道内の大農場がそうであったように、小作制農場経営であり、この期の北炭山林の農地経営の特徴は水田の積極的造成事業であった。

① 農地貸付の経過

まず、この期における農地貸付および小作農家数（林内殖民）の実績を表5-6に示す。

この表でわかるように、その農地貸付は明治45年の230戸、889町歩から、大正7年までの間に年間20~30戸と一貫して増大し、この期の当初の大正7年には戸数において1.7倍、面積において2.1倍と急激に増加している。まさに、この不況期において「農地経営に専念した」結果であった。

そして、この小作地は、この期において、戸数では大正10年432戸、面積では大正11年2,300町歩となり、その貸付地のピークに達したのであった。この大正12年から13年にかけて戸数で46戸、面積では728町歩減少しているが、先へのべた社有林の面積においてはこの時期に何ら大きな変動はみられず、およそ「小作規定の改正」の項でのべたような農地経営そのものの方針転換（「労働力確保」から「土地経営」へ）によって明治期の不成績地の整理がこの期になされたものであろう。ともあれこれ以後、この期のおわりまでその戸数は約330~350戸、面積は1,500~1,650町歩ではほぼ固定され大きな変化はなかったのである。

② 水田造成事業

この北炭山林の農地における水田の造成着手は会社側によるものではなく明治43年の沼田山林ボンニ部落の林内殖民者の自発的な用水路の造成にはじまるものであった。大正期に入りその農地経営が本格化するなかで、会社側はその「有利性を認め」ようになり、「従来の方針を転換して積極的に造成を奨励することとし、これがため必要な水利権の獲得、社費による灌漑溝の掘鑿および貯水池の設置を行ったほか、畝下年限を設置、小作人が造田した場合、小作料を2~3年間免除するなどの方策をも講ずるようになった」（北炭山林史 p.164）のである。

つまり、小作人（林内殖民者）による自発的な水田開発は明治末期以後、細々と続けられてきたのであるがこ

れに対して会社側は、「しかし、これは水利権をもたぬいわゆる無願水田であったため、水利権者から、しばしば異議の申立てを受けたが、当社においてもこれを水田と認めず、小作料も従来どおり畑並に取扱っていた」（同上）といわれるように、初期のころは黙認という消極的な対応をしていたのであった。

しかし、前記の不況期の山林経営の諸事業の全面的停滞というなかで、その農地経営は一貫して増大し、その経営のなかにおいて大きな役割を果たすことになった。会社側においても農地経営の有利さが認識されたこと、さらにはその水田耕作は「当時沼田山林ボンニおよびボンニ部落の畑地平均小作料は反当り1円50銭であったがこれを水田に直すと、玄米3斗の小作料として反当り75円の収入となる有利性を認め……」（同上）とケタ外れに有利な土地経営であり、ここに「従来の方針の転換」が開始され、先へのべた積極的な造田事業が開始されるのであった。

その造田事業に当たっては、まずこれまでにすでに造成された水田を「小作料を2~3年免除する」ことによって正式に認知すること、次には、「社費」をもって諸施設を設置することであった。そのために準備されたのがさきの「小作規定の改訂」における会社側の地目変更権の確立（第17条）であった。

この水田造成事業は、まず大正4年10月に上北竜土功組合から、ボンニ川本流その支流のボンニ川および石田ノ沢の水利権、45町を4,693円で譲受したのに始まる。これ以後大正11年までに貯水池3ヶ所、灌漑溝延長1万1,000間に所要経費12,600円、さきの水利権買取と合すると総計17,300円の投資をおこない、沼田山林ボンニ、ボンニ、北竜山林清水ノ沢、東ノ沢、追分山林大沢に約160町の水田を造成した。さらに昭和4年沼田山林豊志内に17,000円を投じ、貯水池、灌漑溝を設置して、この期のおわりの昭和9年にはその水田面積は約250町歩にのぼった。（同上 p.164~165参照）

この期においてはその農地の貸付は大正12年以降、全体的には縮小に向うのであるが、そのなかで水田面積は表に示すよう急速に増大し、昭和9年には約250町に達している。

③ 農地の解放（売払い）

大正中期以後において、明治期以来形成されてきたわが国の土地制度のもつ矛盾は、あるときは小作争議、またあるときは入会争議としてさまざまな形で表面化しはじめていた。

このような諸問題、とりわけ小作争議に対処するため、政府は大正15年5月に農林省令をもって「自作農創設維持補助規則」を制定し小作地の解放＝自作農の創設にのりだしたのである。

これに対応して、北海道庁は、既耕地における自作農創設の問題は政府の施策に委ねるとして、民有未墾地の開発を目的とした「民有未墾地開発資金貸付規程」を昭和2年8月に定めた。またこの昭和2年は第2期拓殖計画の初年度にも当るのであり、それによると20年間で国有農耕適地38万町歩、民有未墾地40万町歩、計78万町歩を開墾し、既耕地80万町歩と合せて158万町歩の農地を

造成する計画となっていたのであり、この民有未墾地開発はその一環であったのである。

このような状況のもとで北炭山林史は小作料の安いことをのべた上で、「したがって大正9年の農業恐慌を契機として各地に続発した小作争議、あるいは農民運動といったものは、当社農場においては1件の発生もみられなかった」(p.167~168)、また別の項では、「常に当社との共存共栄に基く不離不足の連帯関係確立という原則を貫いていた。……小作料も一般農場に比較して約半額という格安な……。しかもなお、冬期間は一般農民にとって有閑無収入の期間であったが、当社においては山林の

表5-6 第2期の山林別小作農地の貸付実績

単位：戸、反

区分 年度	栗山		沼田		北竜		二岐		幾春別		美流戸		追分		大和田		計	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積
大正7年 (1918)	41	1,596 (37)	285	13,700	17	710	24	803	16	528	22	1,198	5	441			410	18,979 (37)
8	47	1,742 (37)	280	14,538	17	2,120	25	811 (3)	16	528	22	1,198	8	601			415	21,540 (40)
9	48	1,954 (37)	280	14,518	17	2,143	26	811 (3)	17	590	22	1,198	11	801			421	22,018 (40)
10	50	1,981 (37)	277	14,504	22	2,167	26	800 (14)	18	565	22	1,135	17	1,260 (6)			432	22,416 (58)
11	51	1,979 (46)	254	14,711 (212)	22	2,167	24	795 (19)	18	565	21	1,071	20	1,390 (10)			410	22,702 (288)
12	53	2,078 (65)	247	14,219 (653)	19	2,088 (49)	24	771 (23)	18	508	20	853	22	1,390 (10)	1	30	404	21,939 (802)
13	52	1,983 (90)	208	8,386 (935)	17	602 (75)	24	757 (23)	18	538	19	765	19	1,258 (10)	1	30	358	14,323 (1,135)
14	51	1,954 (120)	192	8,050 (1,104)	18	492 (185)	24	731 (47)	18	538	17	629	20	1,224 (22)	1	30	341	13,652 (1,480)
15	49	1,928 (146)	187	8,005 (1,133)	18	422 (255)	24	725 (53)	18	538	15	557	24	1,460 (49)	1	30	336	13,668 (1,638)
昭和2年 (1927)	49	1,928 (146)	183	7,921 (1,155)	17	339 (274)	23	709 (53)	18	532	15	530	24	1,363 (75)	1	30	330	13,356 (1,705)
3	49	1,940 (157)	181	7,830 (1,176)	17	339 (274)	23	682 (80)	18	532	15	530	24	1,253 (89)	1	30	328	13,139 (1,778)
4	49	1,889 (205)	178	7,768 (1,176)	17	328 (286)	22	676 (86)	18	532	15	505	24	1,192 (150)	1	30	324	12,923 (1,904)
5	49	1,878 (216)	178	7,856 (1,176)	17	328 (286)	22	666 (96)	18	532	29	1,106	24	1,143 (199)	1	30	338	13,541 (1,975)
6	48	1,873 (221)	180	8,192 (1,190)	17	328 (286)	22	629 (133)	18	515	29	1,119	24	1,159 (203)	1	30	339	13,847 (2,035)
7	48	1,890 (227)	183	8,523 (1,388)	17	328 (286)	22	626 (135)	17	502	28	1,119	25	1,105 (228)	1	30	341	14,397 (2,267)
8	48	1,889 (228)	188	8,691 (1,575)	15	291 (286)	22	520 (135)	17	502	28	1,119	25	1,093 (216)	1	30	344	14,138 (2,442)
9	48	1,889 (228)	188	8,642 (1,616)	15	291 (286)	21	513 (135)	15	417	28	1,096	25	1,100 (193)	1	30	341	13,981 (2,460)

注) 出所、表5-2に同じ、反以下切捨て。面積の()は水田。

伐採、運搬事業などに従事させ、林業収入の道を講じたため、小作人の生活水準は、一般のとうてい比肩すべくもない高位にあった。その結果、当社にあっては、小作争議はもとより、これに類する紛議発生する余地はまったくなかった」(p.187)と記している。

ともあれ、ここでは北炭山林の農地経営そのものななかには解放の必然的な契機は存在しなかった。

このような状態を理由にして、北炭山林側はその解放を「民有未墾地とは、にわかには断定さるべきものではなかった」(山林史 p.188)として渋るのであるが、「しかしながら道庁は容易に応ずる色がなかったので、ついに6年10月、当社は北海道開発という大局の見地から国家施策に協力するため、いさぎよく一部の解放を断行するに至った」(同上)のであった。

そしてこの「民有未墾地開発」のために、売払いによって解放した農地は昭和6年、豊富119町歩、追分46町歩をはじめとして昭和12年までに豊富428町歩、追分77町歩、釧路129町歩、計635町歩となっている。(同上第92表 p.189参照)そして「北炭山林史」によれば解放の契機は、農地経営そのものななかには存在しなかったとされるがその森林経営においては「すでに当時の客観情勢として道内人口の増加も著しく、林業労働力の充足問

題にも見通しがついできたので……」(同上 p.190)とされるように土地貸付をテコとして労働力確保等の必要性は、すでに量的には失なわれていた。しかし、この解放地はその大部分が遠隔地であった豊富山林および釧路山林の未墾地(この両山林には農地の区画はなく、したがって小作人は不在であった)であり、実質的な小作地の解放はなされていない。また当然のことながら、この解放地には水田は皆無であり、水田の小作地はこれ以後も一貫して増大し、昭和12年によるピークであった257町歩に達している。つまり、北炭はこうした未墾地、放牧用地を解放=売払いすることによって、当時の小作料総額のはぼ1年分に当る3万円余を取得したのであった。そして、その農地経営自体は実質的な打撃を被ることはなかったのであるが、このことは次の第3期にみるように、北炭の半封建的土地所有の基盤を揺がす烽火ともなった⁶⁾。

この期の各山林別の農地貸付の推移は表5-6に示した。

(5) 経営収支の状況

大正2年に設定された「山林資金勘定」は、同13年11月に「造林資金勘定」と改称されたが、その独立採算制による運営には大きな変更はなかった。

表5-7 第2期の経営収支の実績 (1)

単位：円、%

科目	年度	大正7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	昭和元年	小計
		立木代	16,762	41,327	64,522	50,310	58,099	64,608	106,671	65,048	45,689
苗木代	—	—	—	3,252	1,726	2,052	5,202	13,115	16,224	41,571	
小作料	13,115	13,303	18,505	17,971	21,117	22,521	16,528	28,216	30,991	182,267	
雑収入	37,200	34,463	64,594	31,649	39,269	33,418	33,207	17,439	11,180	302,419	
収入計	67,077	89,093	147,621	103,182	120,211	122,599	161,608	123,818	104,084	1,039,303	
係業費	23,451	33,074	51,435	54,284	50,342	47,670	52,114	51,036	49,322	402,728	
事業費	15,206	44,702	40,550	47,379	28,790	29,884	48,915	72,128	72,559	400,113	
支出計	38,658	77,777	91,985	101,663	79,132	77,554	101,030	123,164	121,882	812,845	
差引益	28,420	11,317	55,656	1,521	41,080	45,046	60,578	656	△17,796	226,458	
雑収入の内伐木益	35,310	31,860	62,130	28,659	36,863	30,189	29,154	14,534	4,648	273,347	
収入に構成占める比	立木代	25.0	46.4	43.7	48.8	48.3	52.7	66.0	52.5	43.9	49.4
	苗木代	—	—	—	3.1	1.4	1.7	3.2	10.6	15.6	4.0
	小作料	19.6	14.9	12.5	17.4	17.6	18.4	10.2	22.8	29.7	17.5
	伐木益	52.6	35.8	42.1	27.8	30.7	24.6	18.1	11.7	4.5	26.3
	その他	2.8	2.9	1.7	2.9	2.0	2.6	2.5	2.4	6.3	2.8

注) 表5-4に同じ。

表5-8 第2期の経営収支の実績(2)

単位：円，%

科目	年度	昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年	小計	8年	9年	小計	合計
立木代		156,879	189,677	261,599	148,228	113,153	81,651	951,187	134,184	202,434	336,618	1,800,841
苗木代		14,731	23,015	19,281	12,238	4,532	3,787	77,584	8,105	4,546	12,651	131,806
小作料		24,376	33,318	34,222	31,893	23,861	13,506	161,176	21,351	33,245	54,596	398,039
雑収入		18,621	22,890	29,763	20,434	11,038	8,806	111,552	19,248	20,545	39,793	453,764
収入計		214,607	268,900	344,867	212,793	152,584	107,750	1,301,505	182,888	260,770	443,662	2,784,474
係費		56,808	67,789	72,535	59,593	45,980	45,065	347,770	40,564	44,854	85,418	845,916
事業費		22,436	8,868	11,827	10,656	7,447	6,905	68,139	24,265	28,742	53,007	521,259
立木償却金		—	48,161	65,641	45,286	30,505	19,780	209,373	35,344	39,805	75,149	284,522
支出計		79,245	124,817	150,004	115,536	83,993	71,750	625,285	100,173	113,403	213,576	1,651,706
差引益		135,362	144,084	194,863	97,258	68,652	36,000	676,219	82,717	147,369	230,086	1,132,763
雑収入の内伐木益		12,588	12,244	19,518	7,287	1,683	—	53,320	8,143	1,825	9,968	336,635
起業費勘定で財産編入済のもの		46,411	74,159	42,712	36,794	11,456	12,497	224,029	—	—	—	224,029
事業費の内造林費		—	—	—	—	—	—	—	17,824	22,677	40,501	40,501
収入に占める比	立木代	73.1	70.5	78.1	69.7	74.2	75.8	73.1	73.4	77.6	75.9	64.7
	苗木代	6.9	8.6	5.8	5.7	3.0	3.5	6.0	4.4	1.7	2.9	4.7
	小作料	11.3	12.4	7.2	15.0	15.6	12.5	12.4	11.7	10.2	12.3	14.3
	伐木益	5.9	4.5	5.8	3.4	1.1	—	4.1	4.4	8.7	2.2	12.1
	その他	2.8	4.0	3.1	6.2	6.1	8.2	4.4	6.1	1.8	6.7	4.2
支出に対する起業勘定の割合		58.6	59.4	28.5	31.8	13.6	17.4	35.8	—	—	—	13.6
総支出に対する造林費の割合		37.0	37.3	31.8	24.2	12.0	14.8	26.4	(17.8)	(20.0)	(19.0)	—

注) 表5-4に同じ。

- 1) 総支出に対する造林費の割合は、 $\frac{\text{起業費支出}}{\text{支出} + \text{起業費勘定支出}} \times 100$ で算出した。
- 2) 昭和8年以降の造林費の割合は支出計に対するもの。

ところが、昭和2年下期から、造林費(新植費のみ)および土木事業費(防火線、林道の新設費)は、再び起業費によって支出されることとなり、これは昭和7年下期まで継続された。そして昭和8年からは再び独算制によることとなっている。このことは、昭和2年の木材の大量伐採によって、起業費の財源であった社有林の普通財産が一挙に約130万円増大し、その累計が212万円と2倍以上に膨張したことを契機としている。(北炭社有林史(下)、草稿第77表参照)しかし、表5-5にも示したように、このことは同時に昭和初期の大増伐に対応するものでもあった。

この期の経営収支の推移を表5-7、8表の(1)、(2)に示す。

この計算科目は、大正12年2月に改訂されているが、これによって造林用の苗木代が、その原価または時価をもって苗木収入として計上されることとなっている。また、伐採事業にともなう立木償却費は、「当社直営による造搬事業は、……、別に伐木勘定をもって行ない、期末にその収支帖尻を山林資金の雑収入に振替え整理した」(「北炭山林史」p.37)とされるようにその伐木資金勘定の計算科目には掲上されていなかった。ところが、昭和3年以降の「起業費」の導入と大増伐の開始期より、その償却費が支出に計上されるようになっていく。

ともあれ、表-7に示す大正15年までの間に、総計では収入約104万円に対し、支出は約81万円であり、差引23万円弱の利益をあげている。そしてこの間にその普通

財産は約36万円から80万円へと増加している。

つまり、「立木、小作、貸地収入などの財源をもって、管理、経営に要する諸費用を支弁した上、造林地という財産を造成し、なおかつ相当の剰余金をあげ。」(同 p. 37) たのであった。

この期の収入にしめる各収入源の構成は、その森林経営の再開の当初は、その規模も小さく直営生産による伐木益の比重が大きい、11年以降の伐採量の増大と立木処分量の増大のなかで立木収入が主要なものとなっている。これをその森林経営の諸事業が直営を中心としていた大正10年の約10万円の収入についてみると、立木代49%伐木利益31%、小作料18%となり、伐木生産にともなう=利潤(厳密には立木地代を含むが)の比重は相対的に大きなものであった。つまり、この時期には、その山林経営は、基本的には、原始林の立木地代を基盤としつつも、こうした伐木生産による利潤をも実現させていたのであり、その山林経営はこうした立木地代、伐採利潤および半封建的な農業地代によって維持されていたのであった。なお、前期においてその総収入の約40%をしめていた小作料収入は、この期においてもその額は一貫して増大し、構成比においても20%前後の位置をしめていた。

昭和期に入ると、起業費勘定からの支出により、その収益差は増大、同2年~7年の間に676千円となり、支出に対して108%にまで達している。こうした状況のもとで、その収入の大部分は立木収入によるものとなり、伐出益は10%以下に低下した。しかし、その農地収入は昭和4年に34,222円とこの期のピークに達し、この期を通じてほぼ10~15%台を維持している。また、その総支出(または支出)に対する造林費の比重は、昭和期以降ほぼ一貫して低下し、昭和2年~9年の総計では14%をしめるにすぎなかった。

以上のように、大正期に成立した諸土地経営の総体としての北炭の山林経営は、昭和期に入ると、一方では森林経営において伐出経営への傾斜を深めつつ、他方ではその農地経営を相対的に自立化させるなかで、天然林施業を中心とする地主育林経営を志向していくのであった。そして以上の事実が示すように、こうした巨大所有のもとにおける、地主育林経営の資源造成にあっては、その育林投資の長期性などは現実的には何ら問題とはなりえなかったのである。

ともあれ、こうした山林経営の展開において、昭和初

期に成立した地主育林経営は、経営的にも技術的にも、一定の基礎をもつのであった⁷⁾。

しかし、この基礎は戦時増産体制下における坑木需要の拡大と価格の高騰を契機とする、資本(北炭本社)の増伐要求のもとで急速に失われていった。このことを象徴的に示したのが、昭和10年より実施された「第2次施業案」であった。これは前案が「所要坑木の一部を保続的に自給することを骨子」(同上 p. 29)とするものであったのに対して、「坑木ことに小丸太の自家供給または需給緩和」(同 p. 41)を目的とするものであった。そして、この施業案説明書は、これまでの社有林の施業を「従来其ノ重点ヲ天然更新ニ置キ」と断定し、「此ノ方法ニテハ細物松丸太ノ生産意ノ如クナラズ」(同上 p. 42)と総括した上で、「昭和10年ヲ画期トシテ山林ノ取扱ノ一部ヲ変更シ、此ノ細物松丸太ノ生産自給ノ計画ノ為メ、下ノ要領ニヨリ実行ヲ期セントス」(同上)としている。このような方針のもとに天然林施業は否定され、その森林経営は再びカラマツ単純林施業を志向することとなった。しかし、現実には次稿にみるように森林伐採のみが先行して、その伐出生産部門が肥大化することとなった。こうした本社資本の要求に加えて、10年代後半になると、戦時経済体制そのものの要求により「超増伐が不可欠」(同上 p. 66)となり、その結果「もはや、造林の余地はなくなった」(同上 p. 61)のである。つまり、その地主育林経営はこうした資本の要求のもとで基盤を喪失したのみならず、育林経営それ自体が放棄されたのであった。こうしてその森林経営はその諸事業を伐出生産へ集中しつつ、伐出経営へと一元化することとなった。

こうした森林経営の転換のもとで、明治期以降その山林経営の基底をなした農地経営も、その存立基盤がその経営内においても財政的にも技術的にも狭隘化することとなった。そして、昭和15年以降の農地解放(売払い)を契機に縮小され、その小作農場は解体を志向することとなる。以上のような展開のなかで、第2期に成立した諸経営の総体としての山林経営は解体し、これ以後はその経営は、戦時国家独占資本主義体制のもとで、一路、伐出経営へと収斂していくのであった。この過程の具体的な分析は次号の課題である。

注1) この原本は1957年に作成され「社有林史」(造林課)として(上)・(下)の二冊よりなるもので、北炭本社(札幌)に所蔵されていた。これは、その内容からし

て明らかに「北炭山林史」の草稿である。しかし、この草稿では本稿で利用した「各山林別農地並小作戸数年度別一覧表」(表5-2, 5-6参照)及び「社有林経営収支実績表」(表5-4, 5-7, 5-8参照)など、その出版に当って削除された資料が記載されている。

注2)「北炭山林史」(p.137第63表)によれば、明治33年頃の立木1石当り単価は20銭前後であった。したがって、1万尺メ=1.2万石につき25銭~30銭は過少にすぎ。おそらく、1尺メにつきの誤りであろう。明治34~41年までの伐採量は約120万石であり、41年末までの投資額は約33万円であった。つまり実際は1万尺メに対し3,300円が支出されていたこととなる。なお、これは草稿の「社有林史(下)」においても「銭」と記されている。

注3)三浦報告は、この「捲枯」について、「目下ノ状況、雑木ヲ利用シ能ハザルコト、貸下当時ノ起業法ニ依リ、1時ニ比較的大面積ノ造林ヲナサザル可カラザルヲ以テ、経費ヲ要スル事大ナル故ニ止ムヲ得ズトスルモ……」と指摘して、「……以テ採用スベカラズノ法トス」と断じている。〔Ⅱ〕—〈資料2〉p.45~46参照)氏の林業技術者としての見識を示す1例である。

注4)拙稿「北海道における森林経営の展開と林内殖民制度」(谷口教授退官記念会編;「林業の経営と森林施業」,北大図書刊行会,1980年)参照

注5)当時の木炭生産は原木1石につき10貫俵1俵が

生産された。(「北炭山林史」p.14第66表の注(2)参照)

注6)この戦前期の「農地解放」(売払い)は、「自作農創設はなによりもまず小作争議対策であり、争議当事者たる個々の地主によって行われるが、やがてこれが国家的規模での地主制の調整策となるに至り、大地主を中心として耕地、未開地の売却=売り逃げに広く道が開かれる」といった歴史的位置をもつものであった。(湯沢誠,〔Ⅰ〕稿p.65の注5)参照)

注7)この半封建的土地所有に基礎をおく農地経営の地主、小作関係が、当時の北海道においてその地主育林経営の技術的基礎となったことについては、前掲(注4)の拙稿のⅢ・Ⅳおよび同稿の注30), 31), 32), 34)を参照。また、こうした技術的基礎を支えていた経済的基盤は、半封建的土地所有から析出される低賃金労働力および立木処分による伐出生産部門の高地代であった。このことは、北海道のみならず、戦前期において、わが国森林経営の中核であった地主育林経営の一般的な基礎であり、基盤であった。(同上,拙稿注(15)参照)なお、これに関する国有林経営についての貴重な事例分析としては、菊間満;「国有林経営における造林労働組織と委託林制度—秋田営林局角館営林署管内における委託林制度を対象にして—」(北大演研報第33巻第1号,1976)および同氏の「国有林野の地元利用と育林労働組織の展開構造—委託林制度の史的解析—」(同上,第37巻第1号,1980)がある。

Summary

1. Purpose of Study

The purpose of this study is in the analysis of the problem of land-ownership in the modern capitalism of Japan.

2. Object of Study

The object of this study is the land-ownership of HOKUTAN Co. which is one of the largest in Japan and Hokkaido.

3. Composition of this paper

This study constructs 7 chapters.

It was written 1~4 chapter the last papers. It is written 5 chapter in this paper and another will be printed in the next.

1) Historical formation of land-ownership in Japan and Hokkaido.

2) Foundation and historical development at HOKUTAN Co.

3) The historical formation of the land-ownership in HOKUTAN Co.

4) The base of historical development in this land-owners-management.

5) Business at historical development of it's land-owners management.

6) Summarization

7) Historical materials for this study.

4. Contents of this paper

The auther analyzed the historical development of in this landowners-management. It was divided 3 historical time stage before World War II as follows.

(1) The first stage (1898~1917)

(2) The second stage (1918~1934)

(3) The third stage (1935~1950)

In this paper (1)~(2) stage is written and (3) stage will be printed in the next.